

さっぽろ子どもの歯と口腔の健康づくり優良認定施設制度要綱

令和7年9月17日 ウェルネス推進担当局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市歯科口腔保健推進条例に基づき、子どもの歯と口腔の健康づくりを積極的に推進するため、「さっぽろ子ども歯と口腔の健康づくり優良認定施設」(以下「優良認定施設」という。)の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本制度の実施主体は、札幌市保健福祉局とする。

(定義)

第3条 優良認定施設とは、札幌市内の保育施設等で園児に対し、定期的な歯科健診、フッ化物洗口、適切な食習慣の形成、歯の健康の大切さ等を伝える健康教育を行っている施設として市長の認定を受けた施設をいう。

(認定対象施設)

第4条 認定の対象となる施設は、札幌市内の保育所、幼稚園、認定こども園とする。

(認定要件)

第5条 優良認定施設として認定を受けることができるのは次に掲げる各号の全てを満たすものとする。

- (1) 嘱託歯科医師を指定し、年に1回以上、歯科健診を実施していること
- (2) 適切にフッ化物洗口を実施していること。

なお、適切なフッ化物洗口の実施とは、下記のア～オを遵守して、フッ化物洗口を実施していることをいう。

ア フッ化物洗口剤は、鍵のかかる戸棚や子どもの手が届かない場所に保管している

イ 薬剤出納簿でフッ化物洗口剤の在庫管理を行うとともに、使用期限を確認している

ウ 保護者の希望の有無を確認している

エ 歯科医師の指示書に基づき、4歳以上の園児を対象に職員の見守りのもと、フッ化物洗口を行っている

オ 使用後の器具は、清浄な流水により適切に洗浄している

- (3) アメ、チョコレート、ジュース等の糖分の多いおやつの頻回摂取に注意していること
- (4) 子どもたちに歯と口腔の健康とむし歯予防の大切さを伝えていること

(認定単位)

第6条 本制度の申請及び認定の単位は施設単位とする。

(申請)

第7条 優良認定施設として認定を受けようとするものは、申請書(様式1)を提出することにより市長に申請しなければならない。

(認定審査)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第5条各号の全ての要件を満たしていることを確認し、認定を決定したときは、優良認定施設決定通知書(様式2)により、不承認を決定したときは、優良認定施設不承認通知書(様式3)により、速やかに申請者に通知する。

2 必要に応じて、現地調査や担当者へのヒアリングを実施することができる。

（認定証の交付等）

第9条 札幌市長は、前条の規定に基づき認定施設に対し、認定証を交付する。

2 優良認定施設は、第10条又は第11条の規定により認定の辞退又は認定の取り消しとなった場合は、速やかに認定証の表示を中止する。

（優良認定施設の義務）

第10条 認定を受けた施設は、継続して認定基準に定める取組を実施するとともに、札幌市保健福祉局と連携し、子どもたちや保護者に対する歯と口腔の健康づくりの普及啓発等の取組に協力するものとする。

（認定の辞退）

第11条 優良認定施設は、認定の辞退について、市長に申し出ることができる。

2 認定要件を満たさずに変更があった場合は、辞退届（様式4）を札幌市長に提出しなければならない。

（優良認定施設の取消し）

第12条 優良認定施設として認定した施設の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合、札幌市長は認定を取り消すことができる。取り消しを決定したときは、優良認定施設取消通知書（様式5）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 前条の規定に基づく認定の辞退があった場合
- (2) 認定基準を満たさなくなつたと認められる場合
- (3) 虚偽の申請が判明した場合
- (4) その他、本制度の目的を著しく損なう行為があった場合

（雑則）

第13条 本要綱に定める事項のほか、制度の運営に関し必要な事項は、札幌市が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年（2025年）9月17日から施行する。